

委発第4号

令和4年3月16日

大河原町議会議長 岡崎 隆 殿

提出者  
大河原町議会運営委員会  
委員長 佐久間 克 明

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議

別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び大河原町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

## ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議

ロシアは、令和4年2月24日ウクライナへの軍事侵攻を開始し首都キエフを含む全土へ大量のミサイル攻撃を行い、軍事施設のみならず民間人を含む多数の犠牲者を出すなどウクライナの国土と国民の主権を一方的に侵害している。

これは武力行使の禁止、領土の保全、主権の尊重を義務付けた国連憲章と国際法に対する重大な違反行為であり、軍事力による一方的な現状変更の行為は国際社会の秩序と世界平和の根幹を揺るがす極めて深刻な事態である。また、核兵器の使用を示唆し、原子力施設を攻撃するなどロシアの無謀な行動は重大な危険を招きかねない。今後、緊迫している近隣諸国が日本に対しても同様の行為を誘発する事態を招きかねず決して他人事ではない。

さらにロシア国内においても反戦デモを即時弾圧し、デモに参加した子どもを拘束するなど断じて容認することはできない。

大河原町議会は、この侵攻に対して厳重に抗議するとともに、即時、攻撃の中止とロシア軍の無条件の完全撤退を強く求める。

また、日本政府に対して、国際社会と連携し、ウクライナへの人道及び生活・医療物資の支援、在留邦人の安全確保、そして我が国の影響対策について万全を尽くすよう求める。

以上決議する。

令和4年3月16日

宮城県柴田郡大河原町議会